

○経済産業省告示第九十一号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第五第十四号及び第十五号の規定に基づき、平成二十一年経済産業省告示第二百四号（輸出貿易管理令別表第五第十四号及び第十五号に規定する経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物の一部を改正する件）の一部を次のように改正し、平成二十三年四月八日から施行する。

平成二十三年四月八日

経済産業大臣 海江田 万里

附則中「平成二十三年四月十三日」を「平成二十四年四月十三日」に改める。